



指定管理者募集要項

阿南市 B&G 海洋センター複合型施設

(うみてらす北の脇)

令和8年8月

阿南市教育委員会

目 次

第 1	指定管理者募集の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	名称	
2	施設の所在地及び内容等	
3	開館時間	
4	開館日	
第 3	指定管理者が行う業務等・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	業務の範囲	
2	管理の基準	
3	指定期間	
4	モニタリング・評価等	
第 4	管理運営に要する経費等・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	指定管理料	
2	利用料金	
3	その他の収入	
4	経理等	
第 5	申請の手続等・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	公募及び指定管理者選定スケジュール	
2	申請資格等	
3	募集要項等の配布	
4	現地説明会の開催	
5	募集内容等に関する質問	
6	申請書類の提出等	
7	申請に当たっての留意事項	
第 6	指定候補者の選定等・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
1	選定方法	
2	審査日程	
3	審査基準	
4	無効又は失格	
5	指定候補者の選定	
6	選定結果の通知及び公表	

第7	指定管理者の指定及び協定締結	15
1	指定管理者の指定	
2	協定の締結	
第8	指定管理者の変更等	16
1	引継業務	
2	原状回復義務	
3	指定管理者の指定取消等	
第9	その他の事項	18
1	北の協海水浴場の監視業務	
2	B & G事業の実施	
第10	問い合わせ先	18

【別紙】

- 1 現地説明会参加申込書
- 2 質問書
- 3 阿南市B & G海洋センター複合型施設指定管理者 審査基準

【参考資料】

- 1 管理運営費の内訳
- 2 利用料収入等の実績
- 3 利用料金の減免基準
- 4 北の協海水浴場監視業務の実績
- 5 関係条例
 - (1) 阿南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
 - (2) 阿南市B & G海洋センター条例
 - (3) 阿南市B & G海洋センター条例施行規則

【別冊】

- ・ 阿南市B & G海洋センター複合型施設指定管理者業務仕様書
- ・ 阿南市B & G海洋センター複合型施設指定管理者様式集

阿南市B&G海洋センター複合型施設指定管理者募集要項

第1 指定管理者募集の目的

阿南市B&G海洋センター複合型施設（以下「本施設」という。）は、カヤックやSUPを楽しむ海洋性スポーツ活動に加え、文化的活動や健康づくり、学習活動などを通じた青少年の健全育成と市民の交流促進、地域の活性化を図ることを目的に設置しております。そのため、艇庫機能だけでなく、地域コミュニティスペースとしての集会所的機能、多様な学びや運動ができる研修室機能を備えており、年間を通して多目的な利用が可能な「複合型施設」として、幅広い世代の方々に利用いただいております。また、本施設はその立地から、海水浴シーズンには、来場者の安全を確保する「監視機能」も備え、海に親しむ人々の命を守る施設としても運用しております。

阿南市では、『阿南市総合計画 2025▶2028』及び『阿南市「新行財政改革」推進プラン 2025▶2028』に基づき「公民連携」による市民サービスの向上に取り組むこととしており、本施設も民間活力を活用し一層の利用者サービス向上と効率的な施設の管理運営を行うため指定管理者制度を引き続き導入します。

阿南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方自治法第244条の2第3項、阿南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成19年阿南市条例第18号）及び阿南市B&G海洋センター条例（平成17年阿南市条例第41号。以下「条例」という。）の規定に基づき、本施設の管理運営業務を行う指定管理者（団体）の募集を行います。

第2 施設の概要

1 名称

阿南市B&G海洋センター複合型施設（うみてらす北の脇）

2 施設の所在地及び内容等

所在地	〒774-0016 徳島県阿南市中林町原23番地1
-----	------------------------------

建物構造	地上2階建て 鉄骨造	
施設面積	建築面積	342.13㎡
	延床面積	547.87㎡
	敷地面積	797.36㎡
施設内容	艇庫	195.24㎡
	休憩スペース	35.26㎡
	救護室	10.82㎡
	研修室	61.07㎡
	多目的スペース	60.48㎡
	放送室	18.61㎡
	受付・ホール	
供用事業	シーカヤック及びSUP等のマリンスポーツ、フロート（浮島）や水上トランポリンを活用した海洋レクリエーション、ハワイアンダンスやヨガ等、海洋環境学習 等	
建築年月	令和元年11月	

3 開館時間

午前9時から午後5時まで

指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、変更することができます。

4 開館日

月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）及び12月29日から翌年1月3日までを除く毎日

第3 指定管理者が行う業務等

1 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、条例第19条に規定するとおりです。

なお、業務の範囲や基準などの詳細については、別冊の「阿南市B&G海洋センター複合型施設指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を御参照ください。

2 管理の基準

本施設の供用日、供用時間等については、条例及び阿南市B&G海洋センター条例施行規則（以下「施行規則」という。）において定められています。

その詳細を含め、その他遵守していただく事項等については、仕様書に示していますので御参照ください。

3 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）です。

指定管理者の指定については、阿南市議会（以下「議会」という。）での議決により正式に確定することとなります。議会の議決を得られない場合は、指定されませんので御留意ください。

また、指定期間中であっても、管理を継続することが適当でないと認められた場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

4 モニタリング・評価等

指定管理者により施設が適正に管理運営されているかを確認するため、事業報告及びモニタリング・評価等を実施します。

詳細については、仕様書を御参照ください。

第4 管理運営に要する経費等

指定管理者は、市が払う指定管理料のほか、施設の利用料金収入（条例及び施行規則に定める本施設の利用料金及び附属設備による収入）等をもって、本施設の管理を行うものとします。なお、施設管理運営経費の実績（平均）については、本募集要項「参考資料1 管理運営費の内訳」を御参照ください。

1 指定管理料

(1) 指定管理料の提案

市は、本施設の管理運営を行うために必要な経費として、指定管理者に対して、指定管理料を支払うこととします。

指定管理料基準額（年額）： 14,300,000 円（税込）

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

申請団体は、経費の節減等について申請団体の有するノウハウを生かし、この基準額を目安に指定管理料の提案をしてください。指定管理料基準額を上回る提案をした場合は失格となりますので、御注意ください。

なお、指定管理料は、指定管理者の指定後に、指定管理者が申請の際に提案した収支計画書に記載された指定管理料の額を基本として、教育委員会と指定管理者が協議を行い、最終的に、市と指定管理者の間で締結する協定書により決定します。

そのため、指定管理料基準額とは異なりますので、御注意ください。

(2) 指定管理料の支払い

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、年12回に分割して支払います。支払時期や方法等の詳細は、年度ごとに締結する年度協定により定めます。

2 利用料金

(1) 利用料金制の採用

本施設は、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制を採用します。

したがって、これらの利用料金収入は、条例第20条第2項の規定に基づき、全額指定管理者の収入として収受できます。

なお、過去2年間の利用者数及び利用料金については、本募集要項「参考資料2 利用料金収入の実績」を御参照ください。

(2) 利用料金の額

利用料金の額は、条例第20条第1項の規定に基づき、条例で定める範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとします。

なお、この場合、一定の周知期間を設けて、適切な告知に努めてください。

(3) 利用料金の減免等

指定管理者は、条例第12条の規定に基づき、利用料金の減額又は免除を、本募集要項「参考資料3 利用料金の減免基準」に従って行ってください。

(4) 利用料金の増収による利益の過大

決算の結果、若しくは事前の決算見込みにおいて、管理運営の実施状況、収支状況及び事業計画書等に照らして著しく過大であると認められる余剰金が発生した場合又は発生する見込みがある場合は、教育委員会とその取扱いについて協議を行うこととします。

3 その他の収入

(1) 自主事業収入

自主事業により得た収入は指定管理者の収入とします。

自主事業の詳細については、仕様書「自主事業の実施」を御参照ください。

(2) 自動販売機等収入

自動販売機等を設置する場合は、仕様書「施設の目的外使用」を御確認ください。

4 経理等

指定管理者は、以下の事項を遵守して、経理を適正に行ってください。

(1) 経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分して行ってください。

(2) 指定管理業務に係る会計とその他の業務（法人の固有業務等）に係る会計を区分し、指定管理業務に係る経費と収入は、専用の口座で管理してください。

また、次の項目ごとに独立して帳簿等の管理を行ってください。

ア 収入

(ア) 指定管理料

(イ) 利用料金収入

(ウ) スポーツ教室等受講料収入

(エ) 自主事業収入

(オ) その他の収入

イ 支出

(ア) 施設の管理運営費（人件費・維持管理費等）

(イ) スポーツ教室開催に係る経費

(ウ) 自主事業に係る経費

(エ) 北の脇海水浴場等監視業務に係る経費

(3) 指定管理者は、経理規程を策定の上、帳簿及び会計証拠書類を備え、適正に会計を処理してください。

(4) 指定期間満了後、帳簿については10年間、会計証拠書類については5年間保管することとし、帳簿及び会計証拠書類について、市及び教育委員会（以下「市等」という。）が閲覧

を求めた場合は、速やかにこれに応じなければなりません。

第5 申請の手続等

1 公募及び指定管理者候補者選定スケジュール

候補者選定スケジュールは、以下を予定しています。

- (1) 募集要項の公開及び配布 令和8年8月13日(木)～9月7日(月)
- (2) 現地説明会の受付 令和8年8月13日(木)～8月19日(水)
- (3) 現地説明会 令和8年8月21日(金)
- (4) 質問の受付 令和8年8月21日(金)～8月26日(水)
- (5) 質問への回答(ホームページ上で回答) 随時
- (6) 申請書類の受付 令和8年8月31日(月)～9月11日(金)
- (7) 審査選定 令和8年9月下旬～10月下旬
- (8) 選定結果の通知及び公表(ホームページ) 令和8年11月中旬
- (9) 市議会での指定議案の議決 令和8年12月下旬
- (10) 指定管理者の指定
 - ア 指定の通知 令和8年12月下旬
 - イ 指定の告示 令和8年12月25日(金)
 - ウ 指定の公表(ホームページ) 令和8年12月25日(金)
- (11) 基本協定の締結 令和9年1月～

※ 指定管理者の指定は、議会の議決を要しますので、議会承認が得られて正式決定となります。議会の議決を得られない場合は指定されません。

2 申請資格等

(1) 申請資格

指定管理者の指定を申請することができる者は、仕様書に記載の法令等を遵守し、かつ指定期間中、本施設を安全円滑に管理運営できる法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次のすべての要件を満たす者とします。

なお、法人等の組織の形態(株式会社、任意団体等)は問いませんが、支社等が申請する場合は本社の委任状を必要とします。

また、個人での申請はできません。

- ア 管理運営において、緊急時の迅速な対応が確実に果たせる者であること。
- イ 海洋性スポーツ事業実施中及び北の協海水浴場開設期間中において、上級救命講習受講者を1人以上配置できること。なお、上級救命講習受講者は、常に新しい知見を有していること。
- ウ 指定管理業務の遂行に必要な知識や経験等を有する者であること。（仕様書に規定している資格や免許等を有している職員を配置できる団体であること。）
- エ 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。
- (ア) 法人税、消費税又は地方消費税、都道府県税、市区町村税及び延滞金等を滞納している者
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - (ウ) 阿南市及び徳島県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において指名停止又は指名回避等の措置の対象となっている者
 - (エ) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを2年以内に受けたことがある者
 - (オ) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法に基づく破産手続きの申立てがなされた者
 - (カ) 市長又は議会の議員が、その無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者若しくは支配人となっている者（市長にあっては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上出資している法人を除く。）
 - (キ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
 - (ク) 労働基準法をはじめとする労働関係法令に違反している者
 - (ケ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（第2条第2号に規定する暴力団をいう。）以下同じ。）
 - (コ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある法人等
 - (サ) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - a 成年後見人又は被保佐人
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けること

がなくなった日から2年を経過しない者

(2) 複数団体での共同申請

サービスの向上又は効率運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同体（以下「グループ」という。）による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる団体（以下「代表団体」という。）を選定してください。

また、構成団体間の施設の管理運営における役割分担と責任の所在をグループ協定書に必ず記載してください。

なお、応募に関する事務は全て当該グループの代表団体を通じて行うこととし、教育委員会が当該代表団体に対して行った行為は、当該グループすべての構成員に行ったものとみなします。

イ 申請提出後に、代表団体、構成員の全部又は一部を変更することは、原則として認めません。ただし、特別な事情により、教育委員会がやむを得ないと認めた場合に限り変更できるものとします。

ウ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者（グループ）の構成員となることはできません。

エ 代表団体が(1)のアの要件を満たすとともに、(1)のイ、ウの要件を構成員のいずれかが満たし、(1)のエの要件をすべての構成員が満たすことが必要です。

3 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和8年8月13日（木）から9月7日（月）まで
ただし、土、日、祝日は除きます。
- (2) 配布時間 午前8時30分から午後5時まで
- (3) 配布場所 阿南市役所5階 阿南市教育委員会教育部スポーツ振興課
- (4) その他 郵送による配布は行いません。

なお、募集要項及び別冊の「阿南市B&G海洋センター複合型施設（うみてらす北の脇）指定管理者様式集（以下「様式集」という。）は、阿南市のホームページからもダウンロードすることができます。仕様書については、ホームページ上からはダウンロードできませんが、希望者には電子メールにて送付します。

4 現地説明会の開催

- (1) 開催日時、集合場所

施設名	集合場所	日時
阿南市B & G海洋センター複 合型施設 (うみてらす北の脇)	阿南市B & G海洋センター複 合型施設 (うみてらす北の 脇) 玄関前 ※車は、北の脇海水浴場第1 駐車場に駐車してください。	令和8年8月21日(金) 午前10時から

(2) 参加資格等

本募集要項「第5—2 申請資格等」を満たす法人等又はグループに所属する者とします。

参加人数は、1法人等又は1グループにつき2人までとします。

(3) 参加申込

「別紙1 現地説明会参加申込書」により、必要事項を記入の上、郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかで、阿南市教育委員会教育部スポーツ振興課までお送りください。(電話での申込はできませんので、御注意ください。)

なお、トラブル防止のため、事後の着信確認をしていただきますようお願いいたします。

【申込受付期間】

令和8年8月13日(木)から8月19日(水)午後5時まで(必着)

(4) 内容

現地の見学及び概要説明等を行います。ただし、当日は質問を受け付けず、質問については、次項「第5—5 募集内容等に関する質問」の方法により受付することとします。

(5) その他

指定管理者の指定を申請する法人等は、現地説明会にできる限り参加してください。また、当日は募集要項等の資料を配布しませんので、事前に配布(ダウンロード)した資料等は各自でお持ちください。

5 募集内容等に関する質問

(1) 受付期間

令和8年8月21日(金)から8月26日(水)午後5時まで(必着)

(2) 質問方法

「別紙2 質問書」により、郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかで、阿南市教育委員会教育部スポーツ振興課までお送りください。受付期間以外の質問又は正規の手続きによらない質問(電話等)には回答できませんので御注意ください。

質問者は、本募集要項「第5—2 申請資格等」を満たす法人等又はグループに所属する者と

します。

なお、トラブル防止のため、事後の着信確認をしていただくようお願いします。

(3) 回答方法

受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、随時、市のホームページで回答する予定です。

6 申請書類の提出等

(1) 申請書類の受付

ア 受付期間 令和8年8月31日（月）から9月11日（金）まで

ただし、土、日、祝日は除きます。

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

ウ 受付場所 阿南市役所5階 阿南市教育委員会教育部スポーツ振興課

エ 受付方法 申請書類一式を持参又は書留郵便（必着）により提出してください。ファクシミリ、電子メールでの受付はしませんので、御注意ください。

(2) 申請書類

提出する申請書類一式は、以下のとおりとします。証明書については、申請日前3か月以内に発行されたもの提出してください。

なお、作成にあたっては様式集の申請書類の作成要領を御参照ください。

ア 申請書関係

(ア) 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1）

(イ) 委任状（申請者が支社等の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式2）

(ウ) 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）

※ グループによる応募の場合は、併せて次の書類を提出してください。

(エ) グループ構成団体届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4）

(オ) グループ協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式5）

(カ) 委任状（グループ用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式6）

イ 申請団体に関する書類

(ア) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式7）

(イ) 法人等役員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式8）

(ウ) 法人等の主要業務実績一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式9）

【添付書類】

(エ) 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

(オ) 法人にあっては、当該法人の登記現在事項証明書、法人以外の団体にあっては、代表

者の住民票写し

(カ) 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近事業年度2年分の収支計算書及び事業報告書又はこれらに類するもの(様式任意)

(キ) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(過去3年分)(様式任意)

(ク) 国税(法人税、消費税)及び主たる事業所の所在地の地方税(都道府県税、市区町村民税、法人事業税、事業所税、固定資産税、都市計画税及び地方消費税)の直近3年分の納税証明書

※ 非課税又は納税を免除された法人等にあつては、非課税であること又は納税を免除されたことについての証明書又は申立書(任意様式)を提出してください。

※ (カ) (キ) (ク) について、設立から3年を経過していない法人等の場合は、設立時からの書類を提出してください。更に、設立時における財産目録又はこれに類するものも提出してください。

(ケ) その他団体の概要がわかるもの(設立趣旨、事業のパンフレット等)

ウ 提案書類

(ア) 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式10-1～10-12)

(イ) 収支計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式11)

(3) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本10部とします。

(4) 申請書類の取扱等

ア 著作権

教育委員会が提示する資料等の著作権は、教育委員会及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。

ただし、本事業において公表する場合その他教育委員会が必要と認めるときは、教育委員会は提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

イ 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果により生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

ウ 変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し替え、追加又は撤回することはできません。

エ 返却等

申請書類は、審査のため候補者選定委員会の委員に配布することがあります。

また、提出された申請書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

オ 情報公開

申請書類は、情報公開請求があった場合は、阿南市情報公開条例の規定に基づき、公開することがあります。

7 申請に当たっての留意事項

- (1) 申請者が申請及び審査に際して要した費用は、すべて申請者の負担とします。
- (2) 申請書類に不備があった場合は、申請を受付けられない場合がありますので御注意ください。
- (3) 1団体（グループ）につき1提案とし、複数の提案を行うことはできません。また、同一人が複数の提案に関係することはできません。
- (4) 地方自治法、阿南市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、阿南市B&G海洋センター条例その他本施設の管理運営に関し遵守すべき関係法令を承知の上で申請してください。
- (5) 指定管理者は、法人税等の納税義務を負うことがありますが、納税に関する質問は教育委員会では回答できませんので、管轄の税務署等の関係機関で確認してください。
- (6) 災害その他の不可抗力など市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、本要項等に定めたとおり実施することが困難な事態が生じた場合は、指定前に協議の上、必要な措置をとる場合があることをあらかじめ御承知おきください。
- (7) 申請書提出後に、辞退する場合は必ず、令和8年9月11日（金）までに、様式集「様式12 指定管理者指定申請辞退届」を提出してください。

第6 指定候補者の選定等

1 選定方法

指定候補者は、阿南市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条の規定に基づき、教育委員会が選定します。

選定に当たっては、外部委員（学識経験者など有識者）4人、内部委員（副市長等）3人の合計7人で構成される候補者選定委員会を設置し、候補者選定委員会が一次審査（申請書類による申請資格、提案内容等の審査）を行い、要件を満たす団体を対象に二次審査（申請者によるプレゼンテーション、ヒアリング等）を実施し総合評価点の最も高い団体を選定します（申請団体が

1 団体の場合においても、選定委員会を開催するものとします。)。

ただし、施設の適正な管理運営と一定の水準を確保するため、教育委員会においてあらかじめ最低基準点を設定することとしており、合計点の最も高い団体が、最低基準点に達しない場合は、指定候補者を選定せず、再度公募を行うものとします。

2 審査日程

審査は、令和8年9月下旬から10月下旬を予定しています。

候補者選定委員会の開催時間、場所、実施方法等は、別途通知します。

3 審査基準

審査は、以下の審査項目ごとに評価を行い、これらの評価点を合計したものが団体の総合評価点となります。

なお、審査の視点など詳細については、「別紙3 阿南市B&G海洋センター複合型施設指定管理者審査基準」を御参照ください。

(1) 施設の管理運営方針

- ア 基本方針
- イ 管理運営体制
- ウ モニタリング・評価

(2) モニタリング・評価

- ア 事業の実施
- イ 他団体の連携
- ウ 自主事業
- エ 海水浴場の監視業務

(3) 収支計画及び経費の削減

(4) 安定的に管理運営できる経営的基盤及び経営状況

(5) その他

- ア 管理運営者の責務
- イ 地域・社会への貢献

4 無効又は失格

申請者が以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となります。

なお、グループによる申請の場合、その構成員のいずれかが以下の事項に該当した場合も、無

効又は失格となるので御注意ください。

また、指定候補者として選定後に、以下の事項に該当することが発覚した場合も同様とします。

- (1) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 申請者の資格を満たしていないことが判明したとき。
- (3) 関係法令に違反又は本要項等から著しく逸脱した提案であった場合
- (4) 利用者の平等な利用が確保されない提案であった場合
- (5) 重複申請が判明した場合
- (6) 使用者等その他教育委員会が提供する資料及び現地説明会等で知り得た情報を、申請に係る検討以外の目的で利用し、又は教育委員会の了承を得ることなく、第三者に対して、これを開示又は資料させた事実が認められたとき。
- (7) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者として業務を行うことがふさわしくないと教育委員会が認めたとき。
- (8) 候補者選定委員会、本市職員及び関係者に対して、当該申請に係る不正な接触の事実が認められた場合
- (9) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- (10) その他不正行為があったと教育委員会が認めたとき。

5 指定候補者の選定

教育委員会は、候補者選定委員会による選定の結果、優先交渉権者となった者との間で細目協議を行います。細目協議が調った段階で、選定候補者として選定します。

なお、優先交渉権者と細目協議が調わない場合には、優先交渉権者との細目協議を中止することとし、候補者選定委員会において次点となった者との間で改めて細目協議を行い選定します。

6 選定結果の通知及び公表

(1) 選定結果の通知

指定候補者の選定結果は、審査を受けた団体のすべてに対して文書により通知します。なお、通知の時期は、令和8年11月中旬を予定しています。

(2) 選定結果の公表

指定候補者の選定結果は、市ホームページで公表することとなっております。

選定結果の公表に当たり、それぞれの団体の名称、得点等が明らかになることを、あらかじめ御承知ください。

公表される具体的な項目は、次のとおりです。

ア 施設名称及び施設の概要

イ 指定候補者に選定した団体

(ア) 所在地

(イ) 団体名

(ウ) 代表者名

ウ 指定予定期間

エ 申請団体名（受付順）

オ 選定結果

(ア) 選定理由

(イ) 選定団体の総得点、項目別得点

(ウ) 非選定団体の総得点

ただし、非選定団体が特定される場合は、総得点を公表しない場合もあります。

カ 選定委員会の委員の役職又は職種及び氏名

第7 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要です。したがって、教育委員会は、指定管理者の指定に関する議会の議決を得て、指定管理者の指定を行います。

議会の議決を得られない場合は指定されません。

なお、市等は、指定管理者の指定に関する議会の議決が得られないことにより、指定候補者に生じた損害を負担しません。

2 協定の締結

(1) 協定の考え方

指定管理者の指定後、指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、さらに管理運営業務を実施する上で必要となる詳細事項について教育委員会と協議を行い、これに基づき管理運営に関して、包括的な事項を定める基本協定を市と締結しなければなりません。

また、基本協定の締結後、年度ごとの指定管理料の支払いに関する事項（支払い時期や方法等）などを定める単年度における年度協定を締結します。

(2) 協定の内容

協定の内容は、次に示す事項を細目的に定めることを基本とする予定です。

- ア 包括的事項
- イ 施設の管理運営経費に関する事項
- ウ 管理運営業務の内容、方法、履行等に関する事項
- エ 事業計画に関する事項
- オ 事業報告に関する事項
- カ モニタリング・評価等に関する事項
- キ 機密保持、個人情報保護に関する事項
- ク 責任区分、費用負担、損害賠償に関する事項
- ケ 指定期間満了等に伴う措置（引継等）に関する事項
- コ 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- サ その他必要事項

(3) 疑義等

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は定めのない事項が生じた場合は、法令、条例、募集要項及び仕様書等に定めのある場合はそれらに従います。定めがない場合は、教育委員会と協議の上、定めることとします。

第8 指定管理者の変更等

1 引継業務

- (1) 指定管理者は業務開始までに教育委員会と協議を行い、各業務の習得等を行ってください。
- (2) 指定期間満了後、指定管理者の交代がある場合又は指定を取り消されたときは、事務引継書を作成し、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、次期指定管理者が業務を開始するまでに、教育委員会が必要と認める引継を行ってください。
- (3) 引継に係る費用は、指定管理者及び次期指定管理者それぞれの負担とします。

2 原状回復義務

- (1) 指定期間満了等による場合

指定管理者は、施設又は設備の原状を変更しようとする場合は、あらかじめ教育委員会と協議の上、承認を得ることとし、その場合、当該指定管理者の指定期間満了後又は指定が取り消

されたときは、指定管理者の費用及び責任において、教育委員会が認める事項を除き、本施設を原状に回復しなければならないものとします。

(2) 毀損滅失した場合

指定管理者は、施設及び設備を毀損滅失したときは、教育委員会の指示するところにより、施設又は設備を原状に回復し、又は損害を賠償しなければならないものとします。

3 指定管理者の指定取消等

教育委員会は、指定管理者が以下の事項に該当すると認めた場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

また、指定管理者は、以下の事項に該当する事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告しなければなりません。

この場合、指定管理者に生じた損害に対し、市等は賠償責任を負わないものとし、市等に生じた損害に対し、指定管理者はその損害を賠償するものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう本募集要項「第8—1 引継業務」に定める引継を行うものとします。

- (1) 指定管理者が、指定管理者の指定後に、本募集要項「第6—4 無効又は失格」に該当することが発覚した場合
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由等により、業務の継続が困難となった場合ただし、災害その他の不可抗力等市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由等により、業務の継続が困難となったときは、業務継続の可否等について協議するものとします。一定期間内に協議が伴わない場合又は継続が困難と判断した場合は、教育委員会は、上記の措置を取ることができるものとします。
- (3) 指定管理者が倒産又は財務状況が著しく悪化し、管理運営業務の遂行が確実にないと認められる場合
- (4) 指定管理者が正当な理由なく協定の締結に応じない場合
- (5) 指定管理者が教育委員会に対し虚偽の報告を行い又は正当な理由なく調査を妨げ若しくは指示に従わない場合
- (6) 指定管理者が法令及び協定の規定に違反した場合
- (7) 本募集要項等を示す管理運営水準を満たしていないと認められる場合（この場合の詳細は仕様書「業務不履行時の手続き」を参照）
- (8) その他教育委員会が必要と認めるとき

第9 その他の事項

1 北の脇海水浴場の監視業務

本施設は、海水浴場の監視機能を有している施設であるため、海水浴場設置期間中の監視業務についても、実施していただく必要があります。

監視業務の詳細については、仕様書「北の脇海水浴場の監視等業務」を御参照ください。

なお、令和6年度及び令和7年度における北の脇海水浴場の監視経費の決算額は、本募集要項「参考資料4 北の脇海水浴場監視業務の実績」を御参照ください。

2 B&G事業の実施

本施設は、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団（以下「B&G財団」という。）の支援を受けて、設置された施設であることから、可能な限り、B&G財団の実施する事業に対して協力をする必要があります。そのため、指定管理者には、B&G事業の実施をするなど必要に応じて協力をしていただきます。

第10 問い合わせ先

徳島県阿南市教育委員会教育部スポーツ振興課 担当：大島・山口

〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3

電話 0884-22-3394 FAX 0884-22-4785

E-mail taiiku@anan.i-tokushima.jp

(別紙 1)

現地説明会参加申込書

年 月 日

阿南市教育委員会 宛て

(申請者) 所 在 地

法人等名称

代表者氏名

阿南市B&G海洋センター複合型施設指定管理者募集に係る現地説明会の参加について、次のとおり参加を申し込みます。

【参加者の所属及び氏名】

所 属	氏 名

【担当者連絡先】

氏 名	
所 属	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

質 問 書

年 月 日

質問者 所在地
法人等名称
代表者氏名

連絡先 電話番号
FAX番号
メールアドレス

阿南市B & G海洋センター複合型施設指定管理者の募集内容等に関して、次のとおり質問書を提出します。

区分		頁		表題	
(質問内容)					

- (注 1) 区分欄に質問対象の名称(募集要項、仕様書等)を記載してください。
(注 2) 質問事項は、本様式1枚につき1項目として簡潔かつ明確に記載してください。
(注 3) 質問事項が複数の場合は、右上に通しの質問番号を明記してください。

阿南市B & G海洋センター複合型施設指定管理者 審査基準

審査項目		様式	審査の視点	配点	
施設の管理運営方針	基本方針	10-1	施設の管理運営に対する基本的な考え方が、本施設の設置目的や基本方針、及び教育委員会が掲げる施策を的確に把握した内容であるか。	10	
	管理運営体制	10-2	管理運営業務の遂行において、仕様書等で示す業務を確実に効果的に推進できる人材及び人員を配置できているか。	10	
			管理運営体制（職員の人的構成・配置、資格の有無等）が、スポーツ教室の開催や、施設の安全管理など、利用者への対応が十分にできるものとなっているか。	10	
			安定的な人材の確保（職員が安心して継続して勤務できる労働環境の整備）及び人材育成（職員の資質向上のための職員研修など）のための方策が提案されているか。	10	
	モニタリング・評価	10-3	管理運営業務について、利用者のニーズの把握、課題抽出及び評価の方法からフィードバックまでの効果的な仕組みの提案がされているか。	5	
					/45
事業の実施計画	事業の実施	10-4	事業計画が、本施設の設置目的や特性に沿うものであり、仕様書と適合しているか。	5	
			事業計画が、市民の平等な利用が確保されたものであり、市民サービスの向上かつ利用促進等が期待されているものとなっているか。	10	
			必須事業（マリンスポーツ事業・通年型事業）の内容が、本施設の有効利用及び仕様書の開催基準（教室数・利用者数）を満たすとともに、実現可能な計画となっているか。	10	
			必須事業（マリンスポーツ事業・通年型事業）の内容が、利用者の年齢や性別に応じて、気軽に受講できる計画かつ料金設定で、公益性の高いものになっているか。	10	
	他団体との連携	10-5	管理運営業務を行うに当たり、効率的かつ効果的な事業の推進のために、他団体（学校・地域団体・競技団体・周辺施設等）との連携について、適切な提案がされているか。	10	
	自主事業	10-6	自主事業の内容が、本施設の設置目的に沿うものであり、利用者のニーズに応えられる公益性の高いものになっているか。	10	
	海水浴場の監視業務	10-7	監視業務の内容が、海水浴場利用者の安全・安心を確保するものであり、万が一水難事故が発生した場合に、迅速に対応ができる体制が確保されているか。	20	
					/75
収支計画及び経費の削減	収支計画	10-4 10-6 10-7 10-8 11	収支計画の積算は、明確かつ適切なものであり、透明性の高い収支計画となっているか。	5	
			施設の維持管理業務及び住民サービスの質が低下することのない無理のない収支計画となっているか。	5	
			事業計画や自主事業の実施に当たり、支障のない収支計画となっているか。	5	
	経費の削減		経費の削減は図られているか。 (点数＝最低提案金額÷提案金額×20)	20	
					/35
安定的に管理運営できる 経営的基盤及び経営状況	経営状況	募集要項に 示す 「申請団体に関する書類」	十分な財政的基盤と安定した経営状況の実績があり、高い公益性を有しているか。	10	
	管理運営能力		本施設と同種の施設に置ける管理運営の実績等があるかなど、管理運営業務を遂行する能力があると認められるか。	10	
			職員は、本施設及び本業務に関する知識と経験を有しているか。	10	
					/30
その他	管理運営者の責務	10-9 10-10	個人情報保護、非常時対応、危機管理体制などについて、仕様書の内容及び施設の管理運営者としての責務を果たすものとなっているか。	10	
	地域・社会への貢献	10-11	地域・社会への貢献並びに環境への配慮について、具体的な計画を有しているか。	5	
					/15
合計					/200

【管理運営費の内訳】

項目		決算額（千円）	
		令和6年度	令和7年度
人件費	常勤職員	4,684	4,323
	非常勤職員	732	276
光熱水費		785	766
消耗品費		101	103
修繕費		0	121
通信運搬費		189	180
燃料費		17	0
保険料		203	203
委託費		1,613	1,811
負担金		0	0
その他の管理費		1,113	840
スポーツ教室開催事業費		218	108
自主事業経費		434	433
北の協海水浴場監視経費		1,515	2,659
小計		11,604	11,823

【利用料収入等の実績】

項目	決算額（千円）		
	令和6年度	令和7年度	2年間平均
海洋センター利用料金収入	129	251	190
スポーツ教室受講料収入	1,021	567	794
自主事業収入	480	412	446
その他の収入	0	112	56
合計	1,630	1,342	1,486

【利用者数の実績】

年度	令和6年度	令和7年度	2年間平均
利用者数（人）	3,990	4,576	4,283

利用料金の減免基準

阿南市B&G海洋センター条例第12条の規定による減免の基準については、下記のとおりである。

減免の対象	減額率	必要書類等
阿南市B&G海洋センターが条例第3条第2号又は第3号に規定する事業を主催するために使用するとき。	全 額	減免申請書
災害その他緊急やむを得ない事由により応急施設として使用するとき。	全 額	特になし
阿南市立の保育所が保育事業に、又は阿南市立の学校が教育課程に基づく授業のために使用するとき。	全 額	減免申請書
市又は教育委員会が主催して行う事業に使用するとき。	半 額	減免申請書
阿南市内の保育所、幼稚園及び小中高等学校が、保育事業又は教育計画に基づく課外指導若しくは部活動のために利用するとき。		減免申請書
阿南市スポーツ少年団又は阿南市スポーツ協会に加盟する団体が、スポーツ活動に利用するとき。		減免申請書 大会による利用の場合は大会要項
社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき設立された法人が、公共の福祉の増進のためのスポーツイベントに利用するとき。		減免申請書 イベント実施要項

参考資料4 北の協海水浴場監視業務の実績

【令和6年度】

業務内容	金額	備考
レクリエーション事業安全対策及び安心サポート業務	¥300,000	
北の協海水浴場遊泳区域表示ブイ設置管理業務	¥204,000	ブイの敷設、引揚、補修等
北の協海水浴場サメ対策施設設置管理業務	¥204,000	サメ対策の敷設、引揚、補修等
北の協海水浴場救護業務	¥403,200	看護師
北の協海水浴場監視業務	¥912,000	ライフセーバー等
北の協海水浴場監視業務（監視補助員）	¥672,000	監視補助員
合 計	¥2,695,200	

【令和7年度】

業務内容	金額	備考
レクリエーション事業安全対策及び安心サポート業務	¥300,000	
北の協海水浴場遊泳区域表示ブイ設置管理業務	¥204,000	ブイの敷設、引揚、補修等
北の協海水浴場サメ対策施設設置管理業務	¥204,000	サメ対策の敷設、引揚、補修等
北の協海水浴場救護業務	¥403,200	看護師
北の協海水浴場監視業務	¥912,000	ライフセーバー等
北の協海水浴場監視業務（監視補助員）	¥672,000	監視補助員
合 計	¥2,695,200	

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長等が定める期間内に市長等に申請しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)

(2) その他市長等が特に必要なものとして規則で定める書類

(指定候補者の選定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者(以下「指定候補者」という。)として選定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保し、及びサービスの向上を図ることができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(4) その他市長等が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

2 市長等は、前項の規定により指定候補者を選定した後、第6条第1項の指定をするまでの間において、当該指定候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、前条の申請をした団体(当該指定候補者を除く。)のうちから、指定候補者を選定することができる。

(選定委員会)

第4条の2 市長等の諮問に応じ、前条第1項に規定する指定候補者の選定に関し審議するため、公募を行う公の施設ごとに阿南市指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。ただし、類似する複数の公の施設の公募を行うときは、一の選定委員会とすることができる。

2 選定委員会は、委員10人以内で組織し、学識経験者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、任命又は委嘱の日から第6条第1項の指定をする日までとする。

4 選定委員会の会議は、公開しない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

(指定候補者の選定の特例)

第5条 市長等は、第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公募によらないで適当と認める団体を指定候補者として選定することができる。

(1) 公の施設の設置目的、規模及び機能等を考慮した結果、公募により指定候補者を選定することが適当でないときと認められるとき。

(2) 第3条の規定による申請がなかったとき。

(3) 第4条の規定による審査の結果、指定候補者として選定することが適当と認められる団体がなかったとき。

(4) 第10条第1項又は第2項の規定により指定管理者が指定を取り消された等の場合であって、公の施設の適正な管理を行うため緊急を要し、前4条に規定する手続により指定候補者を選定する時間的余裕がないとき。

2 前項の規定による指定候補者の選定に当たっては、市長等は、選定しようとする団体に対して第3条各号に掲げる書類の提出を求め、第4条第1項各号に掲げる選定の基準により総合的に審査するものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、第4条又は前条の規定により選定した指定候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該指定候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者は、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内にその管理する公の施設に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項又は第2項の規定に

より指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び公の施設の利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長等が別に定める事項
(業務報告の聴取等)

第9条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
(地位の承継等)

第9条の2 指定管理者の指定を受けた団体について、合併、分割(当該指定管理者としての業務の全部を承継させるものに限る。)その他これらに類する行為があったときは、合併後存続する団体、合併により設立された団体又は分割若しくは合併若しくは分割に類する行為により当該公の施設の管理の業務に関する権利義務の全部を承継した団体は、当該指定管理者としての地位を承継する。
(指定の取消し等)

第10条 市長等は、指定管理者が第9条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 市長等は、前条の規定により指定管理者としての地位を承継した団体について、その設立の目的、経営の基本方針、業種、業績等から勘案し、第4条第1項各号の基準に該当しないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市長等は、その賠償の責めを負わない。
- 4 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき、又は同条第2項の規定により指定を取り消されたときは、その管理を行わなくなった公の施設の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する事項を遵守するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は当該公の施設の管理の目的以外の目的のために利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(情報公開)

第14条 指定管理者は、公の施設の管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年6月27日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(阿南市スポーツ総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 2 阿南市スポーツ総合センターの設置及び管理に関する条例(平成13年阿南市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第21条～第23条 [略]	(指定管理者選定委員会の設置) 第21条 教育委員会の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定について審査するため、指定管理者選定委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を設置する。 2 選定委員会は、委員7人以内をもって組織する。 3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 施設運営等に関し知識を有する者又は関係団体の代表者 (3) 市職員 4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 7 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。 第22条～第24条 [略]

(阿南市B&G海洋センター条例の一部改正)

3 阿南市B&G海洋センター条例(平成17年阿南市条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第19条～第21条 [略]	(指定管理者選定委員会の設置) 第19条 教育委員会の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定について審査するため、阿南市B&G海洋センター指定管理者選定委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を設置する。 2 選定委員会は、委員7人以内をもって組織する。 3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 施設運営等に関し知識を有する者又は関係団体の代表者 (3) 市職員 4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 7 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。 第20条～第22条 [略]

○阿南市B&G海洋センター条例

平成17年12月27日
阿南市条例第41号

阿南市B&G海洋センター条例(昭和61年阿南市条例第22号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 海洋スポーツ、体育及びレクリエーションの活動を通じて、青少年の健全育成を図るため、B&G海洋センター(以下「海洋センター」という。)を設置する。

(施設の名称及び位置)

第2条 海洋センターの施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

施設の名称	位置
阿南市B&G海洋センター体育館	阿南市津乃峰町長浜387番地
阿南市B&G海洋センター複合型施設	阿南市中林町原23番地1
阿南市B&G海洋センター艇庫	阿南市大潟町204番地1
阿南市那賀川B&G海洋センター体育館及び武道館	阿南市那賀川町今津浦向新田20番地5
阿南市那賀川B&G海洋センタープール	阿南市那賀川町赤池132番地

(事業)

第3条 海洋センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 海洋センターの施設(以下「施設」という。)並びにその附属設備及びその備品(以下「施設等」という。)を市民の利用に供すること。
- (2) 施設等を利用して海洋スポーツ、体育及びレクリエーションの指導及び普及を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

(開館日)

第4条 海洋センターの開館日は、次のとおりとする。ただし、阿南市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

施設の名称	開館日
阿南市B&G海洋センター体育館	1月4日から12月28日まで(ただし、月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下この条において「祝日法」という。))に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。)
阿南市B&G海洋センター複合型施設	
阿南市B&G海洋センター艇庫	6月1日から9月30日まで(ただし、月曜日(祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。)
阿南市那賀川B&G海洋センター体育館及び武道館	1月4日から12月28日まで(ただし、月曜日(祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。)
阿南市那賀川B&G海洋センタープール	7月21日から8月31日まで(ただし、月曜日(祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。)

(開館時間)

第5条 海洋センターの開館時間は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 阿南市B&G海洋センター体育館、阿南市那賀川B&G海洋センター体育館及び武道館 午前9時から午後10時まで
 - (2) 阿南市B&G海洋センター複合型施設 午前9時から午後5時まで
 - (3) 阿南市B&G海洋センター艇庫及び阿南市那賀川B&G海洋センタープール 午前9時から午後4時まで
- (承認)

第6条 施設等を利用しようとする者は、この条例の定めるところにより、教育委員会の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 施設等の利用に係る教育委員会の承認(以下「承認」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面等を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- (2) 利用しようとする施設等の名称
- (3) 利用日及び利用時間区分
- (4) 利用の目的

- (5) 利用予定人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要とする事項
(承認の基準)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、承認をしないことができる。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (3) その利用が他人に迷惑をかけ、又は施設等を損壊し、若しくは汚損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があるとき。

2 承認には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

(承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その承認を取り消し、施設等の利用を制限し、又は施設等の利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) 許可なく海洋センター内に貼紙、貼札その他の広告物を表示したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により承認を受けた事実が明らかになったとき。
- (6) 工事その他教育委員会が緊急に使用するとき。
- (7) その他この条例の規定に違反したとき。

2 前項の規定により、利用の承認の取消し等をした場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その損害を賠償する責任を負わない。

(承認に係る権利の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、承認に係る権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、遅滞なくこれを原状に回復しなければならない。第8条の規定により、承認を取り消され、又は施設等の利用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(使用料等)

第11条 利用者は、教育委員会規則で定める時期までに使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 阿南市B&G海洋センター体育館、阿南市那賀川B&G海洋センター体育館及び武道館 別表第1
- (2) 阿南市B&G海洋センター複合型施設 別表第2
- (3) 阿南市B&G海洋センター複合型施設艇庫備品 別表第3
- (4) 阿南市B&G海洋センター艇庫備品 別表第4
- (5) 阿南市那賀川B&G海洋センタープール 別表第5

3 前項の規定にかかわらず、市の区域外に住所を有する利用者(市と定住自立圏の形成に関する協定を締結した町の区域内に住所を有する者及び市又はこれらの区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体を除く。)の使用料の額は、同項の規定により算定した額に20パーセントの額を加算して得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

4 冷暖房設備を利用する者は、冷暖房使用料をその利用後直ちに納めなければならない。

5 前項の冷暖房使用料は、使用料と同額とする。

(使用料の減額)

第12条 市長は、使用料(冷暖房使用料を除く。)の額につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を当該使用料の額に乗じて得た額を減額することができる。

- (1) 海洋センターが第3条第2号又は第3号に規定する事業を主催するために使用するとき 100パーセント
- (2) 災害その他緊急やむを得ない事由により応急施設として使用するとき 100パーセント
- (3) 阿南市立の保育所が保育事業に、又は阿南市立の学校が教育課程に基づく授業のために使用するとき 100パーセント
- (4) 市又は教育委員会が主催して行う事業に使用するとき 50パーセント
- (5) 阿南市内の保育所、幼稚園及び小中高等学校が、保育事業又は教育計画に基づく課外指導若しくは部活動のために利用するとき 50パーセント
- (6) 阿南市スポーツ少年団又は阿南市スポーツ協会に加盟する団体がスポーツ活動に利用するとき 50パーセント
- (7) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づき設立された法人が、公共の福祉の増進のためのスポーツイベントに利用するとき 50パーセント

(使用料等の不還付)

第13条 既に納付した使用料及び冷暖房使用料は、還付しない。ただし、市長は、利用者の責めに帰することができない事由により承認に係る施設等を利用することができないときは、その全部又は一部を還付することができ

る。

(入館の制限)

第14条 教育委員会は、海洋センターに入館しようとし、又は入館している者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、海洋センターへの入館を禁じ、又は海洋センターからの退館を命ずることができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、又は施設等を損壊し、若しくは汚損するおそれがあるとき。

(2) 貼紙、貼札その他の広告物を表示するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、海洋センターの管理上支障があるとき。

(損害賠償義務)

第15条 利用者は、故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(施設等の変更の禁止)

第16条 利用者は、施設等に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第17条 海洋センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。この場合において、第4条ただし書及び第5条ただし書中「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とあるのは、「指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条、第7条、第8条第1項各号列記以外の部分、第14条及び第16条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と、第8条第1項第3号中「職員」とあるのは、「指定管理者の係員」と、第8条第1項第6号中「教育委員会」とあるのは、「教育委員会及び指定管理者」と、第8条第2項中「市」とあるのは、「市及び指定管理者」と、第12条、第13条及び第15条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と、第11条から第13条まで(見出しを含む。)及び別表第1から別表第5まで中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、当該指定管理者が海洋センターの管理を行うとされた期間前に、利用の承認(その取消し又は変更の求めに係るものを含む。次項において同じ。)を受けた利用者は、当該指定管理者により利用の承認を受けたものとみなす。

3 第1項の場合において、当該指定管理者が海洋センターの管理を行うとされた期間前に、教育委員会に対してなされた利用の承認を受けるための書面等の提出は、当該指定管理者に対してなされたものとみなす。

(指定管理者の指定の手続等)

第18条 指定管理者の指定に関する手続等は、阿南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成19年阿南市条例第18号)に定めるところによる。

(指定管理者の業務)

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 海洋センターの利用の承認及び利用の承認の取消しに関する業務

(3) 海洋センターの利用料金の収納等に関する業務

(4) 海洋センターの維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者が管理する場合の利用料金)

第20条 第17条第1項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、利用料金の額は、別表及び教育委員会規則に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

2 前項の場合において、利用者が納付した利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成21年6月25日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月26日条例第4号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月19日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月27日条例第17号)

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

附 則(令和4年9月29日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年6月27日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第11条関係)

阿南市B&G海洋センター体育館、阿南市那賀川B&G海洋センター体育館及び武道館の使用料

施設の名称		利用時間区分	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	超過料金額
体育館及び武道館	入場料を徴収しない場合		1時間当たり900円(3,800円)	1時間当たり1,100円(5,000円)	1時間当たり1,100円(5,000円)
	入場料を徴収する場合		1時間当たり3,100円(5,100円)	1時間当たり4,100円(8,300円)	1時間当たり4,100円(8,300円)
会議室			1時間当たり300円	1時間当たり300円	1時間当たり300円

備考

- 1 入場料とは、利用者が入場料、参加料その他名称のいかんを問わず、入場の対価として受け取る金品その他の財産上の利益をいう。
- 2 アマチュアスポーツの目的以外の目的で体育館又は武道館を利用する場合の使用料は、括弧内に掲げる額とする。
- 3 利用者による実際の利用時間がこの表に定める単位に満たない場合であっても、それぞれ同表に定める単位の利用時間により、使用料を計算するものとする。利用者が利用時間を超過し、追加料金を徴収する場合であっても、同様とする。
- 4 体育館又は武道館の床面全部に対する床面の使用部分の割合が2分の1以下の場合における使用料の額は、この表に掲げる使用料の額の2分の1に相当する額とする。

別表第2(第11条関係)

阿南市B&G海洋センター複合型施設の使用料

施設名称	午前9時から午後5時まで
研修室	1時間当たり500円
会議室兼放送室	1時間当たり300円
多目的スペース	専用利用する場合に限り、1時間当たり500円
休憩スペース	専用利用する場合に限り、1時間当たり300円
附属設備及びその他備品	500円を上限として教育委員会規則で定める額

備考

- 1 専用利用とは、利用者がこの表に掲げる施設の全部又は一部を独占利用することをいう。
- 2 利用者による実際の利用時間がこの表に定める単位に満たない場合であっても、それぞれ同表に定める単位の利用時間により、使用料を計算するものとする。利用者が利用時間を超過し、追加料金を徴収する場合であっても、同様とする。
- 3 研修室の床面全部に対する床面の使用部分の割合が2分の1以下の場合における使用料の額は、この表に掲げる使用料の額の2分の1に相当する額とする。

別表第3(第11条関係)

阿南市B&G海洋センター複合型施設艇庫備品の使用料

種別	単位	使用料の額
カヤック	1艇につき1時間当たり	200円
スタンドアップパドルボード(1人乗り)		400円
スタンドアップパドルボード(10人乗り)		2,000円
ボディボード		100円
アクアボール	1つにつき1時間当たり	1,000円
フロート(浮島)	1枚につき1時間当たり	2,000円

備考 利用者による実際の利用時間がこの表に定める単位に満たない場合であっても、それぞれ同表に定める単位の利用時間により、使用料を計算するものとする。利用者が利用時間を超過し、追加料金を徴収する場合であっても、同様とする。

別表第4(第11条関係)

阿南市B&G海洋センター艇庫備品の使用料

種別	単位	使用料の額
カヌー	1艇につき1時間当たり	200円
OPヨット		200円
スタンドアップパドルボード(1人乗り)		400円
スタンドアップパドルボード(10人乗り)		2,000円
カーニバルボート		200円

備考 利用者による実際の利用時間がこの表に定める単位に満たない場合であっても、それぞれ同表に定める単位の利用時間により、使用料を計算するものとする。利用者が利用時間を超過し、追加料金を徴収する場合であっても、同様とする。

別表第5(第11条関係)

プールの使用料

利用者	使用料の額
1 小学校就学前の子ども	無料
2 小学生又は中学生	1人1入場につき200円
3 その他の個人	1人1入場につき300円
4 団体	団体の構成員につき、前2項の規定により算定して得た使用料の額の合計額に、100分の75を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

備考

- 1 小学生とは、小学校又は特別支援学校の小学部において教育を受けている者をいう。
- 2 中学生とは、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部において教育を受けている者をいう。
- 3 団体とは、特定の共同目的を達成するための多人数の継続的結合体であって1回の入館につき入館する小学生以上の者が20人以上あるものをいう。

(趣旨)

第1条 この規則は、阿南市B&G海洋センター条例(平成17年阿南市条例第41号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 B&G海洋センター(以下「海洋センター」という。)の施設(以下「施設」という。)並びにその附属設備及びその備品(以下「施設等」という。)の利用時間は、次の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、阿南市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、特に必要があると認めるときは、利用時間を延長し、又は短縮することができる。

- (1) 阿南市B&G海洋センター体育館、阿南市那賀川B&G海洋センター体育館及び武道館 午前9時から午後10時まで
- (2) 阿南市B&G海洋センター複合型施設 午前9時から午後5時まで(ただし、阿南市B&G海洋センター複合型施設の艇庫備品については、職員が利用者の安全等を確保できる体制等を整えることができる場合のみ利用することができる。)
- (3) 阿南市B&G海洋センター艇庫 午前9時から午後4時まで(ただし、職員が利用者の安全等を確保できる体制等を整えることができる場合のみ利用することができる。)
- (4) 阿南市那賀川B&G海洋センタープール 午前9時から午後4時まで

(利用承認の申請)

第3条 条例第6条第2項の規定による書面等の提出は、教育委員会が別に定める阿南市B&G海洋センター・阿南市那賀川B&G海洋センター利用承認申請書(以下この条において「利用承認申請書」という。)により行うものとする。この場合において、海洋センターに附属する器具以外の器具を利用しようとする者は、併せて申請しなければならない。

- 2 利用承認申請書は、利用しようとする日(その日が引き続き2日以上に及ぶときは、その初日をいう。以下「利用日」という。)の前日から起算して6月前の日の属する月の初日から当該利用日の属する月の前月20日(その日が休館日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休館日でない日とする。)までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が海洋センターの管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(利用の承認)

第4条 教育委員会は、前条の申請が適当であると認めるときは、阿南市B&G海洋センター・阿南市那賀川B&G海洋センター利用承認書を申請者に交付する。

(使用料の納付時期等)

第5条 使用料のうち、施設の使用料(冷暖房使用料を除く。)は、利用承認と同時に納付しなければならない。ただし、利用開始後に発生した利用時間の超過部分に対する施設の使用料の納付は、その超過部分に対する利用承認と同時に、又はその利用後速やかに納付しなければならない。

- 2 附属設備及び備品の使用料並びに冷暖房使用料は、利用後速やかに、それぞれ納付しなければならない。
- 3 使用料の納付時期は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、これを変更することができる。
- 4 使用料は、前3項の規定によるその納付時期ごとにこれを納付することとし、それぞれの算定後の金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利用の内容の変更等)

第6条 利用の承認を受けた者は、施設等を利用することができなくなったとき、又は利用の承認の内容を変更して施設等を利用しようとするときは、利用日の前日までに、その旨を文書等で教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用券の交付)

第7条 第3条第1項の規定にかかわらず、阿南市那賀川B&G海洋センタープール(以下「プール」という。)を利用しようとする者は、使用料を納付し、個人利用券又は団体利用券の交付を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の個人利用券又は団体利用券を利用しようとする者について、条例別表第5の利用者の区分を確認する必要がある場合は、当該利用者に対し、年齢等の確認を行うことができる。

(条例別表第2の教育委員会規則で定める附属設備及びその他備品の額)

第8条 条例別表第2の教育委員会規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設内の秩序、安全及び清潔さを保つこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 附属設備及び備品を紛失しないこと。
- (4) 許可を受けずに、みだりに備品を移動し、又は物品その他器具類を搬入しないこと。

- (5) 許可を受けないで、施設内において物品の展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (6) 許可を受けないで、宣伝文、ポスター、びら等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎうち等をしないこと。
- (7) 所定の場所以外で許可なく飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (8) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。
- 2 前項に定めるもののほか、プールの利用にあつては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 水着及びスイミングキャップを着用すること。
- (2) 入水前に、シャワーにより体を洗うこと。
- (3) 水を汚し、又は不潔な行為をしないこと。
- (施設等の損傷又は滅失の届け出)
- 第10条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を職員に届け出て、指示を受けなければならない。
- (利用後の届出)
- 第11条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は利用を中止したときは、直ちにその旨を職員に知らせなければならない。
- (指定管理者による管理)
- 第12条 条例第17条第1項の規定により、海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条ただし書中「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第3条第2項ただし書、第5条第3項、第6条及び第7条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条第2号及び第3号、第9条第1項第9号、第10条並びに第11条中「職員」とあるのは「指定管理者の係員」と、第5条(見出しを含む。)、第7条第1項及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
- (補則)
- 第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。
- 別表(第8条関係)

附属設備及びその他備品の名称	単位	1回の使用料
プロジェクター	1台	300円
スクリーン	1面	200円
ワイヤレススピーカー	1台	300円
マイクロホン	1本	200円
ワイヤレスマイク	1本	200円
マイクスタンド	1本	100円
ロッカー	1箇所	100円
拡声器	1台	200円
放送設備	1式1時間	500円
ライフジャケット	1着	100円

